| | | |
|---|---|---|
| 設備）の当該電気通信事業者における調達価格）のいずれか高い価格<br>二　電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格<br>イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格<br>ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　当該一の価格 | | |
| | (2)　当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合　当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該届出媒介等業務受託者における調達価格）のいずれか高い価格<br>二　委託電気通信事業者が対象設備の販売等をする場合には、第二十二条の二の十六第二項第一号に定める価格<br>三　届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格<br>イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格<br>ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　当該一の価格 | |